

令和5年11月2日

宮津市長 城崎 雅文 様

宮津市廃棄物減量等推進審議会  
会長 山川 肇

### 一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて(答申)

令和4年6月6日付けで諮問を受けた一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて、本審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり意見を集約しましたので答申します。

#### 記

市民が快適に生活できる基盤となる水環境の保全や公衆衛生を確保するためには、将来にわたり生活排水処理を適正に行う必要があります。

一般廃棄物(し尿)処理手数料については、(消費税率の引上げに伴うものを除けば)平成23年度の料金改定から10年以上経過しており、この間、社会情勢の変化や本市の人口減少等、特にし尿処理人口・処理量については、公共下水道等の整備・普及により大きく減少しているところであり、こうした変化を背景に、行政サービスであるし尿処理事業の提供に係るコストも変化しています。

また、一般廃棄物(し尿)処理手数料は、現在し尿の収集運搬経費が算定対象であり、し尿処理施設運営経費は算定対象外となっていることから、し尿処理事業全体として、受益と負担の公平性の観点からも検証が必要な状況となっていました。

以上のことから、時代の変化に対応し、行政サービスであるし尿処理事業を将来にわたり安定的に提供するため、一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて、次のとおり答申します。

#### 1. 安定的な事業運営について

- 安定的に事業を運営していくために、行政の責務として適切なし尿等の収集・運搬体制を確保すること。
- し尿処理に係る経費は、受益者負担によりその経費の一部を賄っている。このことから、より一層の経費節減等に努めるとともに、当該事業の合理化と効率化を積極的に推進すること。
- 現在の老朽化したし尿処理施設に変わる「新し尿処理施設(下水道希釈投入施設)」の早期建設を進め、し尿等の生活排水処理機能の安定を図ること。
- 市民への一般廃棄物(し尿)処理の理解が深まるよう、し尿処理事業の運営等に関して、分かりやすい情報の提供に努めること。

## 2. 一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて

○前回の見直しから10年以上経過し、社会情勢の変化や本市の人口減少、し尿処理人口の減少等を背景に、行政サービスであるし尿処理事業の提供に係るコストも変化している中、し尿処理事業を将来にわたり安定的に提供できるよう一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しはやむを得ないとする。

### (1) 一般廃棄物(し尿)処理手数料の改定率

○前回の見直しから10年以上経過しており、し尿収集・運搬業務に係る人件費及び物価の変動等への対応を適切に行うこと。

○し尿処理施設管理運営経費に係る受益者負担のあり方については、市が提供する公共サービスの受益者負担の見直しに係る統一的な考え方を踏まえた上で、生活排水処理(公共下水道・合併処理浄化槽・し尿処理)に係る収支バランスを考慮した改定率とすること。

○一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しにあたり、手数料が激変し、市民生活に大きく影響することが無いよう配慮すること。

### (2) 一般廃棄物(し尿)処理手数料の料金体系及び区分

○極少量のし尿汲み取りは、作業効率が低下し、経費の増嵩に繋がることから、現在の従量料金制に最低料金を設けること。なお、その料金の設定については、生活弱者に配慮すること。

○仮設トイレ等のし尿収集・運搬は、1現場当たりの収集量も少なく、1回1現場の収集の場合もあるため経費相当分の新たな手数料区分を設けること。

### (3) 一般廃棄物(し尿)処理手数料の改定時期

○必要性や目的並びに改定規模など様々な情報について、利用者への十分な周知を行った上で改定すること。

## 3. その他の付帯意見

### (1) 一般廃棄物(し尿)処理に関する審議

○時代の変化に対応し、行政サービスであるし尿処理事業を将来にわたり安定的に提供するため、概ね3～5年ごとに一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しに係る審議を行われたい。

なお、次期の審議については、公共下水道使用料金の見直しと一体的に検討されたい。

### (2) 水洗化の推進(合併処理浄化槽の設置)

○水洗化(合併処理浄化槽の設置)の普及・促進について、生活の快適性に加え、空き家活用の視点も踏まえ、引き続き、高齢者世帯への排水設備整備支援や浄化槽設置支援など、必要な施策に取り組むとともに、より一層の制度周知を図られたい。

### (3) し尿収集・運搬に係る作業従事者の待遇改善への反映

○し尿収集・運搬業務に係る人件費及び物価の変動等への対応も踏まえた料金改定のため、作業従事者の待遇改善に反映されるよう事業者働きかけられたい。